

退職手当支給制限処分書

教職人第 号
令和7年 月 日

森 岡 英 仁 様

大阪府教育委員会

職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪府を被告として（被告を代表する者は大阪府教育委員会）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 [] 円

(処分前の一般の退職手当等の額)

[] 円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

0円

(退職をした者の氏名) 森岡 英仁	
(採用年月日) 平成18年4月1日	(勤続期間) 19年5月
(退職年月日) 令和7年8月1日	
(退職時の勤務公署) 府立狭山高等学校	
(退職時の職名) 教員	(退職時の給料月額) 円 高等学校等教育職給料表 [級] 号給
(支給制限処分の理由) 懲戒免職処分を受けて退職したため	
(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	
<p>あなたは、平成19年頃、府立砂川高等学校で勤務していた際、以前勤務していた [] 高等学校の当時高校3年生であった [] さん（以下、「被害生徒」という。）とプライベートで1回会い、自身の車で遊びに出かけた。</p> <p>その後、あなたは、被害生徒を自宅へ連れ帰り、寝室で横になっている被害生徒に添い寝やハグをしたほか、被害生徒に対し、着衣の上から胸や臀部を触る、おでこや頬、首元にキスをするなどのわいせつな行為を行った。</p> <p>これらのあなたの行為は、学校教育に携わる教育公務員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。</p> <p>また、本件非違行為については故意があり、事情についても参酌すべきものは見当たらず、教員としての職務及び責任、勤務状況等の事情を勘案したとしても、一般退職手当等を支給すべき理由は見当たらない。</p> <p>以上を総合的に勘案し、退職金の全部を支給しないこととする。</p>	